

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条第一項、第二十四条第一項及び第三項、第二十四条の四の七第一項並びに第二十四条の五第一項の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二号様式第二部第4の5を次のように改める。

5 【役員状況】 (56)

男性 名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
----	----	----	------	----	----	--------------



計							

第二号の五様式第三部第1の7を次のように改める。

7 【役員状況】 (32)

男性 名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
計						

第二号の六様式第三部第4の5及び第二号の七様式第三部第4の5を次のように改める。

5 【役員状況】

男性 名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
計						

第三号様式第一部第4の5を次のように改める。

5 【役員状況】 (36)

男性 名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)



計									

第四号様式第一部第4の4を次のように改める。

4 【役員状況】

男性 名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
計						

第四号の三様式記載上の注意(17)中 e を f とし、 b から d までを c から e までとし、 a の次に次のように加

える。

b 異動後の役員の男女別人数を記載するとともに、役員のうち女性の比率を括弧内に記載すること。

第五号様式記載上の注意(23)中 e を f とし、 b から d までを c から e までとし、 a の次に次のように加える。

b 異動後の役員の男女別人数を記載するとともに、役員のうち女性の比率を括弧内に記載すること。

第七号様式記載上の注意(49) a 中 「について」の次に「、冒頭に男女別人数を記載するとともに、役員のうち女性の比率を括弧内に記載したうえで」を加える。

第八号様式記載上の注意(31) a 中 「について」の次に「、冒頭に男女別人数を記載するとともに、役員のうち女性の比率を括弧内に記載したうえで」を加える。

第九号の三様式記載上の注意(17)中 d を e とし、 c を d とし、 b を c とし、 a の次に次のように加える。

b 異動後の役員の男女別人数を記載するとともに、役員のうち女性の比率を括弧内に記載すること。

第十号様式記載上の注意(22)中 e を f とし、 b から d までを c から e までとし、 a の次に次のように加える。

b 異動後の役員の男女別人数を記載するとともに、役員のうち女性の比率を括弧内に記載すること。

附 則

(施行期日)

1 この府令は、平成二十七年三月三十一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この府令による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「新開示府令」という。）第二号様式第二部第4の5及び同様式記載上の注意<sup>(56)</sup>（新開示府令第二号の四様式（新開示府令第二号の七様式に  
おいて準じて記載することとされている場合を含む。）、第二号の五様式及び第二号の六様式において準  
じて記載することとされている場合を含む。）、第二号の四様式第二部第4の5、第二号の五様式第三部  
第1の7、第二号の六様式第三部第4の5、第二号の七様式第三部第4の5並びに第七号様式記載上の注  
意<sup>(49)</sup> a（新開示府令第七号の四様式及び第九号様式において準じて記載することとされている場合を含む  
。）の規定は、有価証券届出書（金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち同法第五  
条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定によるものをいう。以下この項におい  
て同じ。）に記載すべき最近連結会計年度（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和  
五十一年大蔵省令第二十八号）第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。以下同じ。）の連結財務諸

表が施行日以後に終了する連結会計年度のものである場合における有価証券届出書について適用し、有価証券届出書に記載すべき最近連結会計年度の連結財務諸表が施行日前に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書については、なお従前の例による。

3 新開示府令第三号様式第一部第4の5及び同様式記載上の注意(36)（新開示府令第三号の二様式及び第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第三号の二様式第一部第1の7、第四号様式第一部第4の4並びに第八号様式記載上の注意(31) aの規定は、施行日以後に終了する連結会計年度に係る有価証券報告書（金融商品取引法第二十四条第一項又は第三項（これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する連結会計年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。

4 新開示府令第四号の三様式記載上の注意(17)及び第九号の三様式記載上の注意(17)の規定は、施行日後に開始する事業年度に係る四半期報告書（金融商品取引法第二十四条の四の七第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する四半期報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日以前に開始する事業年度に係る四半期報告書については、なお従前の例による。

5 新開示府令第五号様式記載上の注意(23)及び第十号様式記載上の注意(22)の規定は、施行日後に開始する事業年度に係る半期報告書(金融商品取引法第二十四条の五第一項(同法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。)について適用し、施行日以前に開始する事業年度に係る半期報告書については、なお従前の例による。